

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国公立高校生等奨学給付金、公立高等学校学び直し支援金及び公立高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良県教育委員会は、国公立高校生等奨学給付金、公立高等学校学び直し支援金及び公立高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

奈良県教育委員会

公表日

令和5年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	国公立高校生等奨学給付金、公立高等学校学び直し支援金及び公立高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務			
②事務の概要	○国公立高校生等奨学給付金の支給に関する事務 高校生等の保護者等の授業料以外の教育に必要な経費の負担の軽減をし、もって教育の機会均等を図るため、高校生等奨学給付金を支給する事業である。 奨学給付金の支給については、保護者等の市町村民税所得割額・道府県民税所得割額により決定する。 県は、奨学給付金申請書等を受け取り、受給資格を審査し、支給又は不支給を決定し、申請者へ結果を通知する。 ○公立高等学校学び直し支援金の支給に関する事務 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等を中途退学した後再び県内の公立高等学校で学び直す者に対し、学び直し支援金を支給する。なお、保護者等の所得による受給資格の制限があるため、保護者等の課税情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。 【内容】 ・受給資格認定申請の審査及びその決定 ・収入状況届出に基づく審査及びその決定 ・退学、転学等に伴う受給資格の消滅の決定 ・休学に伴う支給停止又は復学に伴う支給再開の決定 ○公立高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務			
③システムの名称	表計算ソフトウェア(エクセル)及びワープロソフト(ワード)			
2. 特定個人情報ファイル名				
1. 奨学給付金ファイル、2. 学び直し支援金ファイル、3. 修学支援金ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 ・番号法第9条第1項 別表第一の91項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条 ・番号法第19条第8号及び第9号 別表第二の113項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第58条各号 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第一の六の項から八の項、第5条 別表第三の二の項及び四の項から六の項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条第6項から第8項及び第4条第2項から第4項			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	[照会側] ・番号法第19条第8号及び第9号 別表第二の113項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第58条各号 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条 別表第三の二の項及び四の項から六の項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第4条第2項から第4項			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	奈良県教育委員会事務局学校支援課			
②所属長の役職名	学校支援課長			

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部法務文書課県政情報公開係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	奈良県教育委員会事務局学校支援課 授業料奨学金係 〒630-8502 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-9859 FAX:0742-27-8112

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	Ⅳ リスク対策		「リスク対策」に関する記載を追加	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正に伴う変更
平成31年3月8日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	○国公立高校生等奨学給付金の支給に関する事務 高校生等の保護者等の授業料以外の教育に必要な経費の負担の軽減をし、もって教育の機会均等を図るため、高校生等奨学給付金を支給する事業である。 奨学給付金の支給については、世帯の市町村民税所得割額により決定する。 県は、奨学給付金申請書等を受け取り、受給資格を審査し、支給又は不支給を決定し、申請者へ結果を通知する。	○国公立高校生等奨学給付金の支給に関する事務 高校生等の保護者等の授業料以外の教育に必要な経費の負担の軽減をし、もって教育の機会均等を図るため、高校生等奨学給付金を支給する事業である。 奨学給付金の支給については、保護者等の市町村民税所得割額・道府県民税所得割額により決定する。 県は、奨学給付金申請書等を受け取り、受給資格を審査し、支給又は不支給を決定し、申請者へ結果を通知する。	事後	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱の一部改正に伴う変更
平成31年3月8日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	学校支援課長 中西 保人	学校支援課長	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正に伴う変更
平成31年3月8日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部総務課県政情報係	総務部法務文書課県政情報係	事後	組織再編による修正
平成31年3月8日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年2月1日	平成31年1月1日	事後	時点修正
平成31年3月8日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年2月1日	平成31年1月1日	事後	時点修正
令和2年3月17日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日	令和1年12月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日	令和1年12月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部法務文書課県政情報係 〒630－8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323	総務部法務文書課県政情報公関係 〒630－8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日	令和3年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月19日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日	令和3年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	Ⅳ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]委託しない	[○]委託しない 以下、削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ① 事務の名称	国公立高校生等奨学給付金及び公立高等学校学び直し支援金の支給に関する事務	国公立高校生等奨学給付金、公立高等学校学び直し支援金及び公立高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	○国公立高校生等奨学給付金の支給に関する事務 高校生等の保護者等の授業料以外の教育に必要な経費の負担の軽減をし、もって教育の機会均等を図るため、高校生等奨学給付金を支給する事業である。 奨学給付金の支給については、保護者等の市町村民税所得割額・道府県民税所得割額により決定する。 県は、奨学給付金申請書等を受け取り、受給資格を審査し、支給又は不支給を決定し、申請者へ結果を通知する。 ○公立高等学校学び直し支援金の支給に関する事務 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等を中途退学した後再び県内の公立高等学校で学び直す者に対し、学び直し支援金を支給する。なお、保護者等の所得による受給資格の制限があるため、保護者等の課税情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。 【内容】 ・受給資格認定申請の審査及びその決定 ・収入状況届出に基づく審査及びその決定 ・退学、転学等に伴う受給資格の消滅の決定 ・休学に伴う支給停止又は復学に伴う支給再開の決定	○国公立高校生等奨学給付金の支給に関する事務 高校生等の保護者等の授業料以外の教育に必要な経費の負担の軽減をし、もって教育の機会均等を図るため、高校生等奨学給付金を支給する事業である。 奨学給付金の支給については、保護者等の市町村民税所得割額・道府県民税所得割額により決定する。 県は、奨学給付金申請書等を受け取り、受給資格を審査し、支給又は不支給を決定し、申請者へ結果を通知する。 ○公立高等学校学び直し支援金の支給に関する事務 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等を中途退学した後再び県内の公立高等学校で学び直す者に対し、学び直し支援金を支給する。なお、保護者等の所得による受給資格の制限があるため、保護者等の課税情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。 【内容】 ・受給資格認定申請の審査及びその決定 ・収入状況届出に基づく審査及びその決定 ・退学、転学等に伴う受給資格の消滅の決定 ・休学に伴う支給停止又は復学に伴う支給再開の決定 ○公立高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	Ⅰ 関連情報 2. 特定個人情報ファイル	1. 奨学給付金ファイル、2. 学び直し支援金ファイル	1. 奨学給付金ファイル、2. 学び直し支援金ファイル、3. 修学支援金ファイル	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・奈良県行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4号 別表第一の六の項及び七の項 ・奈良県行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施工規制第二条第六項及び第七項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第2項 ・番号法第9条第1項 別表第一の91項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条 ・番号法第19条第8号及び第9号 別表第二の113項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第58条各号 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第一の六の項から八の項、第5条 別表第三の二の項及び四の項から六の項 ※令和4年4月1日より施行 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条第6項から第8項及び第4条第2項から第4項 ※令和4年4月1日より施行	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会側】・番号法第19条第8号	[照会側] ・番号法第19条第8号及び第9号 別表第二の113項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第58条各号 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条 別表第三の二の項及び四の項から六の項 ※令和4年4月1日より施行 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第4条第2項から第4項 ※令和4年4月1日より施行	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和4年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和4年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日	令和5年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年3月31日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日	令和5年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 ・番号法第9条第1項 別表第一の91項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条 ・番号法第19条第8号及び第9号 別表第二の113項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第58条各号 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第一の六の項から八の項、第5条 別表第三の二の項及び四の項から六の項 ※令和4年4月1日より施行 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条第6項から第8項及び第4条第2項から第4項 ※令和4年4月1日より施行	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 ・番号法第9条第1項 別表第一の91項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条 ・番号法第19条第8号及び第9号 別表第二の113項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第58条各号 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第一の六の項から八の項、第5条 別表第三の二の項及び四の項から六の項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条第6項から第8項及び第4条第2項から第4項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[照会側] ・番号法第19条第8号及び第9号 別表第二の113項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第58条各号 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条 別表第三の二の項及び四の項から六の項 ※令和4年4月1日より施行 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第4条第2項から第4項 ※令和4年4月1日より施行	[照会側] ・番号法第19条第8号及び第9号 別表第二の113項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第58条各号 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条 別表第三の二の項及び四の項から六の項 ・奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第4条第2項から第4項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年3月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	FAX:0742-27-2985	FAX:0742-27-8112	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告